

役員報酬規定（令和3年度）

| 役員名称 | 役員数 | 年額(1名につき) | 年額計 | 理由 |
|------|-----|-----------|------|--|
| 理事 | 6名 | 5万円 | 30万円 | 定款第二条(役員の報酬)により、評議員会において定める報酬の基準に従って算定した額とする。 平成29年4月1日の評議員会第6号議案で年額1名につき金5万円と決定した。(評議員と同額とする。) |
| 監事 | 2名 | 5万円 | 10万円 | 定款第二条(役員の報酬)により、評議員会において定める報酬の基準に従って算定した額とする。 平成29年4月1日の評議員会第6号議案で年額1名につき金5万円と決定した。(評議員と同額とする。) |
| 評議員 | 7名 | 5万円 | 35万円 | 定款第八条(評議員の報酬等)により、各年度総額が35万円を超えない範囲で評議員会で別に定める。 平成29年4月1日の評議員会第5号議案で年額1名につき金5万円と決定した。 |
| 合計 | 15名 | | 75万円 | |